

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	水道法	法令番号	昭和32年法律第177号						
手続名	専用水道の布設工事着手前の確認	根拠条項	第32条						
審査基準	<p>水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであること。</p> <p>(施設基準)</p> <p>第五条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。</p> <p>二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。</p> <p>三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。</p> <p>四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒施設を備えていること。</p> <p>五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。</p> <p>六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、排水管その他の設備を有すること。</p> <p>2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性も考慮しなければならない。</p> <p>3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。</p>								
	受付機関	管轄保健福祉事務所	処理機関	管轄保健福祉事務所	交付機関	管轄保健福祉事務所	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	一日	No.	